

よくあるご質問 (FAQ)

Q 1 G-MIS のユーザ名がわかりません。

A アカウント情報は、登録いただいたメールアドレスあてに、厚生労働省の事務局 (info@g-mis.net) からメールで案内済みです。

なお、令和5年6月末までに新規でアカウント申請をした場合は、令和5年10月23日に事前確認メール、11月6日に新規アカウント発行通知が一斉送信されていますが、それ以降に申請した場合は、随時メール送信されています。

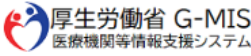
Q 2 G-MIS のログインパスワードがわかりません。

(パスワードの初期設定をしていない場合を含む)

A 県では各施設のパスワードを管理していません。以下の手順で、パスワードを設定してください。

【インターネットでG-MISに接続 ⇒ 青色のログインボタン下にある「パスワードをお忘れですか?」をクリック ⇒ ユーザ名を入力 ⇒ パスワードリセットボタンを押下】


上記操作後、登録アドレスに自動送信メールが届きますので、メールの案内に沿ってパスワードの設定を行なってください。



G-MIS操作、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に関する「よくあるお問い合わせ」を [こちら](#) にまとめています。
G-MIS事務局へお問い合わせの前に、ご一読いただけますようお願い申し上げます。

パスワードをお忘れですか？

パスワードをリセットするには、ユーザ名を入力してください。
登録されているメールアドレス宛にご案内メールをお送りします。



ユーザ名

パスワード

ログイン

パスワードをお忘れですか?

ユーザ名

パスワードリセット

キャンセル

Q 3 G-MIS アカウントが発行されているかどうかわかりません。

A 定期報告案内メールが届いた施設は、G-MIS アカウント発行済みの施設です。

アカウント申請期限までに手続きを行っていない施設であっても、現行の救急医療 NET HIROSHIMA にメールアドレスが登録されている場合は、県が代行申請している場合があります。登録メールアドレスに、厚生労働省の事務局 (info@g-mis.net) からメールがきていないかどうか、迷惑メールフォルダ等も含めて確認してください。

また、コロナ対応のために既にアカウントを持っていた施設は、新たにアカウントを発行せず、医療機能情報提供制度の報告権限を、既存アカウントに追加しています。

Q 4 医療法人用の G-MIS アカウントで、医療機能情報の報告ができますか？

A G-MIS アカウントには「医療法人用」と「医療機関用」の 2 種類があります。

医療法人用のアカウントは、法人の事業報告等を行うためのアカウントで、医療機能情報の報告には使用できません。

(参考) 厚生労働省 HP「医療法人における G-MIS での届出等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00006.html

Q 5 新規報告・定期報告・随時報告の違いについて教えてください。

A 定期報告期間中 (R6.2.1~R6.3.31) は、「新規報告」または「定期報告」により報告してください。

<p>新規報告</p>	<p>新しく医療機関を開設し、新規報告する場合にのみ使用します。 新規報告のステータスが確認完了済になると、ボタンはグレーアウトされ、使用不可になります。 ※ 新規報告のステータスが「確認完了済」になるまでは、定期報告・随時報告等のボタンはグレーアウトされ、使用できません。</p>
<p>定期報告</p>	<p>年 1 回行う定期報告時に使用します。 定期報告期間中のみ使用可能になります。</p>
<p>(随時報告) <u>※今回の報告では使用しません</u></p>	<p><u>新規報告・定期報告以外のタイミングで、報告情報を修正する場合に使用</u>します。なお、報告項目のうち、①医療機関の名称、②医療機関の開設者名、③医療機関の管理者名、④医療機関の所在地、⑤医療機関の住民案内用電話番号及びファックス番号、⑥診療科目、⑦診療科目ごとの診療日、⑧診療科目ごとの診療時間、⑨病床種別及び許可 (届出) 病床数については、医療機関の基本情報として重要な事項であるため、変更等があった時点で、県知事へその都度報告 (随時報告) することとなります。</p>

Q 6 定期報告の際、保険医療機関番号の入力を求められますが、入力必須ですか？

A 保険医療機関番号を入力すると、前年度のレセプト情報及び特定健診・特定保健指導情報の集計結果が一部事前入力されますので、必要に応じて参考にしてください。(保険診療を行っている病院、診療所のみ)

<保険医療機関番号>

「都道府県番号 (広島県 : 34)」 + 「点数表番号」 + 「医療機関コード (7桁)」の 10桁の番号です。点数表番号は、医科が「1」、歯科が「3」で、医療機関コードが不明の場合、中国四国厚生局のページからそれぞれ確認してください。

(番号の照会は県では対応していません。各施設で確認いただくようお願いします。)

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/iryoukikanshitei.html>

Q 7 G-MIS へのシステム移行に伴い、また一から報告が必要ですか？

A 各施設の負担軽減のため、現行の報告データを G-MIS へ移行していますが、次のことに留意して報告いただくようお願いします。

- ・ 令和5年5月末時点のデータを移行していますので、それ以降に現行システム上で更新された情報は反映されていません。
- ・ システム仕様等の関係から、一部データ移行できていない可能性があります。
報告内容に変更がない場合でも、全体を通して誤りがないか改めて確認してください。

Q8 報告した情報はいつから、どこで公開されますか？

A 令和6年4月1日から、厚生労働省「医療情報ネット」で情報公開される予定です。

<医療情報ネットの URL> ※R6.4.1以降閲覧可能

- 全国 TOP ページ（全都道府県の情報を検索するための TOP ページ）

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

- 広島県用 TOP ページ

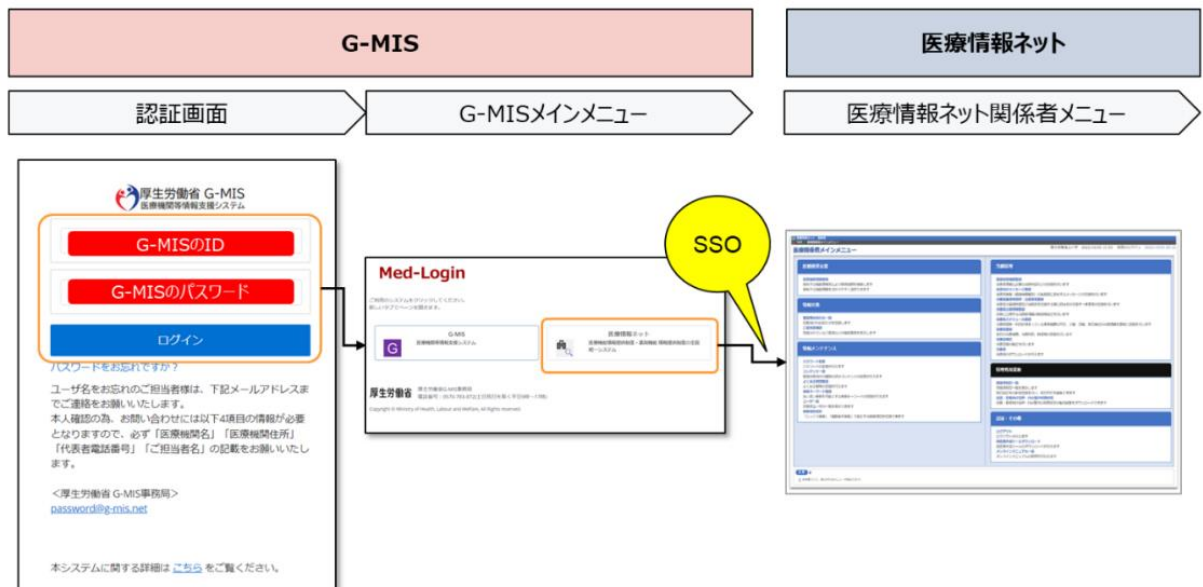
<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=34>

Q9 G-MIS メインメニューの右隣に表示される「医療機能情報ネット」とは何ですか？

A 上記Q8記載「医療情報ネット」の医療関係者ログイン入口です。

住民・患者向けには非公表となっている項目で医療機関情報を検索できる機能等がありますので、必要に応じて御活用ください。

詳細については、マニュアル「医療情報ネットの関係者機能について」を参照してください。



Q10 期日までに報告が完了しなかった場合どうなりますか？

A 未報告の施設は、システムの仕様上、医療情報ネットに情報が公開されません。

また、場合によっては、アカウント自体が削除される可能性がありますので、必ず期日までに報告いただくようお願いします。